

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付要綱

制定 令和 5 年 8 月 1 日

改正 令和 6 年 8 月 1 日

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、山科区内の子どもたちの育ちや学びを応援するとともに、地域における子育て文化を醸成する事業の実施にあたり、山科区「はぐくみ」ネットワーク実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第 2 条 補助金は、実行委員会が各年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に行う事業に要する経費のうち、次の各号に掲げるものであって、区長が適当と認めるものについて交付する。ただし、他の法令等において、補助及び助成の対象となる事業を除く。

- (1) やましなっこ育ち・学び応援事業実施に要する経費
- (2) その他、実行委員会の目的を達するために必要な事業に要する経費

（補助金の額）

第 3 条 補助金の額は、前条に規定する経費に相当する額の範囲内とする。

（交付の申請）

第 4 条 条例第 9 条の規定による申請は、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付申請書（第 1 号様式）によって、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 実行委員会規約
- (2) 実行委員会名簿
- (3) やましなっこ育ち・学び応援事業予算書（第 2 号様式）
- (4) その他区長が必要と認める書類

（事前着手）

第 5 条 実行委員会は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、当該事業に係る補助金の交付を受けることはできない。ただし、交付決定前に事業を実施しようとする場合において、交付申請時にやましなっこ育ち・学び応援事業補助金事前着手届（第 3 号様式）を区長に提出したときは、この限りでない。

(交付の決定及び標準処理期間)

第6条 区長は、条例第9条の規定による申請が到達してから20日以内に、条例第10条各項の決定をするものとする。

2 条例第10条の規定による交付の決定は、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、不交付の決定は、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金不交付決定通知書(第5号様式)により、実行委員会に通知する。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号に規定する内容又は経費の配分の変更に係る区長の承認の申請は、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金変更承認申請書(第6号様式)により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 補助目的達成のために関連する事業間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

(2) 補助目的の変更をもたらすものでなく、かつ、補助事業者等の自由な創意工夫により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

(3) 補助目的及び事業能率に関係ない事業計画の細部の変更である場合

3 条例第11条第1項第2号による補助事業等の中止又は廃止に係る区長の承認の申請は、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金中止・廃止承認申請書(第7号様式)により行うものとする。

(事業完了の届出)

第8条 条例第18条の規定による実績報告は、速やかにやましなっこ育ち・学び応援事業完了届(第8号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) やましなっこ育ち・学び応援事業収支決算書(第9号様式)

(2) 領収書その他の事業の実施に要した経費を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第9条 条例第19条の規定による決定は、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により実行委員会に通知し、交付する。

(補助金の概算払)

第10条 実行委員会は、条例第21条第2項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第4条の規定によるやましなっこ育ち・学び応

援事業補助金交付申請書においてその旨を区長に届け出なければならない。

(補則)

第 1 1 条 この要綱の実施に関し必要な事項は区長が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から実施する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付申請書

（あて先）京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
事 業 名	
事 業 の 概 要	
実 施 年 月 日	年 月 日
場 所	
参 加 予 定 人 数	
総 事 業 予 算 額	円
補助金交付申請額	円

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 0 条の規定により交付決定されたときは、やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により補助金の概算払を申請します。	
申 請 理 由	
概 算 払 請 求 額	円

第2号様式（第4条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業予算書

[illegible]

第3号様式（第5条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金事前着手届

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

年 月 日付けで申請のやましなっこ育ち・学び応援事業補助金に係る事業について、 交付決定前に着手します（又はしています）ので、届け出ます。	
事業名	
着手(予定)年月日 (事業開始日)	年 月 日

注：本様式は、交付決定前に事業着手する（又はしている）場合に御提出いただく必要があるものです。ただし、必ずしも交付決定がなされるとは限りません。

第 4 号様式（第 6 条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付決定通知書

		京都市指令	第	号
		年	月	日
様		京都市山科区長		

年 月 日付で申請のあったやましなっこ育ち・学び応援事業補助金については、
下記のとおり交付することを決定したので、通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 交 付 予 定 額	円
交 付 の 条 件	（１）事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、完了届を提出してください。 （２）補助金交付の目的に反した場合には、補助金の取り消し、若しくは交付予定額を変更し、又は既に交付した補助金の返還を命じることがあります。 （３）本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがあります。

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金不交付決定通知書

京都市指令 第 号	
	年 月 日
様	京都市山科区長

年 月 日付けで申請のあったやましなっこ育ち・学び応援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

事業名	
補助金交付申請額	円
不交付の理由	

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 内容の変更、 ☐ 経費の配分の変更）について、承認を申請します。	
事業名	
内容の変更	
経費の配分の変更	

第 7 号様式（第 7 条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により補助事業等の（ ☐ 中止、 ☐ 廃止）について、承認を申請します。	
事 業 名	
理 由	

第 8 号様式（第 8 条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業完了届

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により、事業が完了したので届け出ます。	
交 付 決 定 日 及 び 決 定 番 号	年 月 日 京都市指令 第 号
事 業 名	
実 施 年 月 日	
場 所	
参 加 人 数	
事 業 の 実 績	

第9号様式（第8条関係）

やましなっこ育ち・学び応援事業収支決算書

(あて先) 京都市山科区長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名 電話

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定を受けた事業について下記のとおり決算しました。

記

収 入		
科 目	決 算 額	内 容 説 明
	円	
計		
支 出		
科 目	決 算 額	内 容 説 明
	円	
計		

第 9 号様式添付

決算内訳明細書

収入合計 円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳
補助金	

支出合計 円

単位：円

科 目 (決算額)	内 訳	金 額	領収書等頁	領収書等番号

やましなっこ育ち・学び応援事業補助金交付額確定通知書

	京都市指令 第 号
	年 月 日
様	京都市山科区長

年 月 日付け、京都市指令 第 号をもって交付決定したやましなっこ育ち・学
び応援事業補助金については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、通知します。

記

事 業 名	
補 助 金 交 付 額	円